

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設

1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方

竹原らしい景観形成を進めるためには、地域に点在する優れた景観資源の保全を図るとともに、積極的に景観づくりに活用していくことが大切です。

特に、地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、良好な景観の形成を推進する上で重要な建造物や樹木、道路・河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。景観重要建造物及び景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理が義務づけられます。

景観法に基づく制度の活用

■景観重要建造物



所有者は、建造物を適正に管理するほか、外観の変更や修繕を行う場合に市長の許可を受ける必要が生じます。

■景観重要樹木



所有者は、樹木を適正に管理し、伐採又は移植には市長の許可を受ける必要が生じます。

■景観重要公共施設



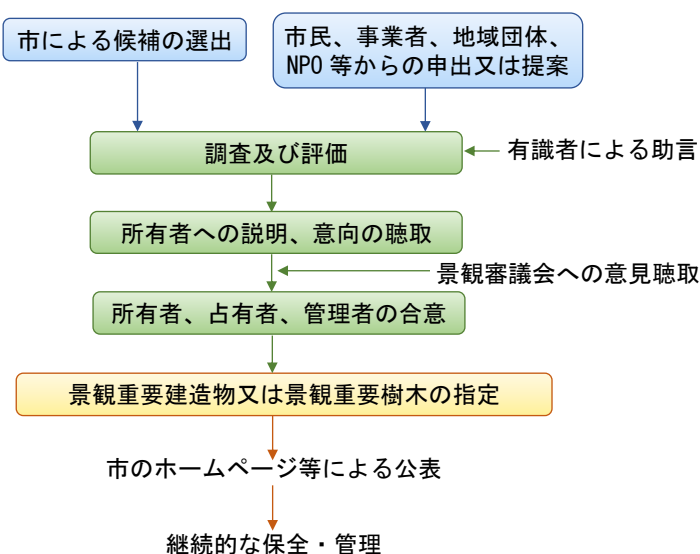
公共施設の整備は景観計画に適合するほか、占用等の許可基準を定めることができます。

2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたっては、指定基準適合の有無や建造物及び樹木の維持保全の状態を確認します。

建造物及び樹木の存在する地域住民の意見を聞き、所有者の同意を得ます。

意匠、自然環境、景観などに関連する分野の専門家や景観審議会などの意見を聞き、指定の妥当性を検証します。



3 指定後の管理について

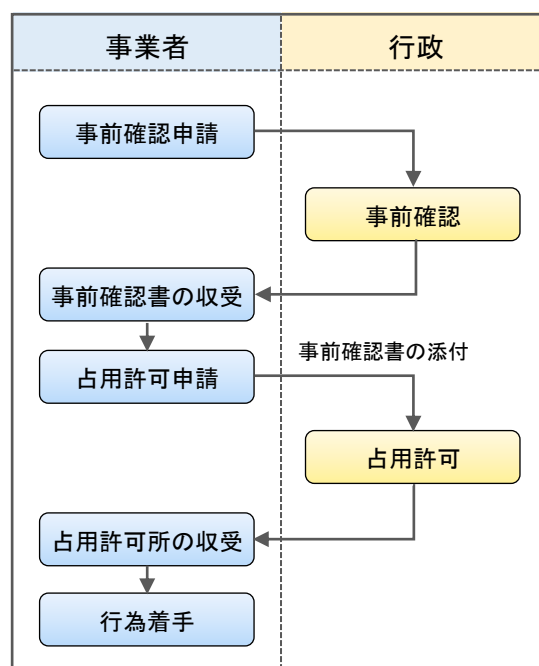
景観重要建造物又は景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理が義務づけられます。

また、景観行政団体が景観重要建造物又は景観重要樹木の適切な管理のため必要があると認められるときは、当該景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者と協定を締結し管理を行うことができます。

4 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設は、竹原市の景観形成や町並み形成を進める上で、特に重要な景観資源として位置づけられます。このため景観法に定める景観重要公共施設の指定に向けて、公共施設管理者との協議を進めていきます。

景観重要公共施設に指定されると、対象となる公共施設において占用許可等を受ける場合は、従来の占用許可基準と合わせて、景観重要公共施設の基準に適合することが必要となります。



5 景観重要建造物

(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり特に重要な建造物のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要建造物」に指定します。ただし、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定された建造物には適用できません。

(2) 指定の方針

市民に親しまれている建造物であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観重要建造物に指定します。

- ① 竹原市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ③ 地域の良い景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす建造物
- ④ その他優れた外観を有し、保全・管理が必要な建造物

市民の考える景観形成に重要な建造物（市民アンケート結果等より）



礒宮八幡神社



旧森川家住宅（市重要文化財）



旧日の丸写真館（国登録有形文化財）



本川沿いの家屋等

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

6 景観重要樹木

(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり特に重要な樹木のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要樹木」に指定します。ただし、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定された樹木には適用できません。

(2) 指定の方針

市民に親しまれている樹木であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観重要樹木に指定します。

- ① 樹形や樹高等が景観上優れている樹木
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- ③ 希少性や地域の歴史文化を特徴づける樹木
- ④ その他優れた樹容を有し、保全・管理が必要な樹木

市民の考える景観形成に重要な樹木（市民アンケート結果等より）



バンブー公園の桜並木



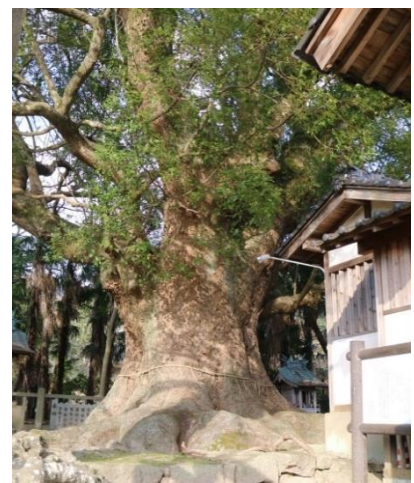
国道 432 号沿いの竹並木



小梨の夫婦桜



宿根の大桜（市天然記念物）



楠神社のクスノキ（県天然記念物）

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

7 景観重要公共施設

(1) 基本的な考え方

道路や河川、公園などの公共施設は、建築物や工作物とともに景観を構成する重要な要素となっています。周辺の景観と調和した整備や維持・管理に取り組み、地域特性を引き立てる景観づくりに活用していくため、景観形成の推進にあたり特に重要な公共施設のうち、指定の方針に該当するものを「景観重要公共施設」に指定します。

(2) 指定の方針

次に示す項目に該当する公共施設を景観重要公共施設に指定します。

- ① 地域の景観の骨格を構成する公共施設
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている公共施設
- ③ 地域の良い景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす公共施設

市民の考える景観形成に重要な公共施設（市民アンケート結果等より）



賀茂川の石積み護岸



本川の雁木



総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド



国道 185 号

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。